

船橋市立前原中学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止（未然防止のための取組等）

「暴力を伴わないいじめ」に関しては、ほとんどすべての生徒が被害者としてばかりでなく、加害者として巻き込まれ、同じ年度の中でさえ生徒が入れ替わりながら次々に経験する。また、「目に付きにくい」ことの多い「暴力を伴わないいじめ」の場合、発見してから対応する、発見を第一に取り組むという姿勢では、手遅れになることが少なくない。従って、あえて被害者・加害者を発見するまでもなく、すべての生徒がいじめに巻き込まれる可能性があるとして全員を対象に事前の働きかけ、すなわち未然防止の取組を行う必要がある。そこで、すべての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていく。

(1) 日々の学校生活の改善

生徒にストレスをもたらす最大のストレスラーは、友人関係にまつわる嫌なできごと、次いで人に負けたくないという過度の競争意識であり、勉強にまつわる嫌なできごとが続く。生徒が学校で過ごす中で一番長いのは授業の時間である。授業が生徒のストレスラーになっていないか、授業の中で生徒のストレスを高めていないか、言い換えれば、授業中に生徒の不安や不満が高められていないかという観点で授業改善を行う。つまり、わかる授業づくりを進める。

① わかる授業づくり

すべての生徒が授業に参加できる、授業場面で活躍できるための授業改善を行い、学力向上のみならず、いじめを始めた生徒指導上の諸問題の未然防止につなげる。

② 授業規律の徹底

チャイム着席の習慣、授業中の正しい姿勢の徹底、発表の仕方や聞き方の指導を積み重ねる。日々の授業の中で当たり前前に発言したり聴いたりする姿勢を育てていけるよう、指導の在り方を見直す。

(2) 教師の意識改革

教師の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることが考えられる。深く考えないで「いじめられる側にも問題がある」かのように受け止められかねない認識や言動を示すことは、いじている生徒や、まわりで見えていたり、はやし立てたりしている生徒を容認することになりかねない。障害（発達障害を含む）を持つ生徒についての理解を深めることも、認識や言動を改めるうえで必要である。

(3) いじめに関する学習

① 道徳の授業

年間指導計画に基づき道徳の授業を行い、道徳・人権・福祉教育を行い、生徒一人一人の道徳的実践力を養う。

- 4月 「集団生活の向上」
- 5月 「友情」、「生命の尊重」
- 6月 「人間愛」
- 7月 「望ましい生活習慣」、「人々の善意や支え」
- 9月 「異性への理解」、「他に学ぶ広い心」
- 10月 「礼儀」、「差別・偏見」
- 11月 「人間愛」、「生命の尊重」

- 1 2月 「反省と向上」, 「遵法の精神」, 「人類愛」
- 1月 「礼儀」
- 2月 「差別・偏見」, 「集団生活の向上」
- 3月 「公德心・社会連帯」

②スクールカウンセラーによる講演会

1 学年の生徒対象に、スクールカウンセラーがいじめ防止対策に関する内容を盛り込んだ講演会を行う。スクールカウンセラーが講演を行うことにより、週1回勤務のカウンセラーを身近に感じてもらうこと、いじめをしようという気持ちになる前のストレスの解消法を知ること、豊かな気持ちになること等をねらいとする。

③地域や警察関係と連携した講演会

全校生徒対象に薬物乱用防止やインターネットの不正使用防止等をテーマに地域の人材や警察関係の方を活用して講演会を行う。講演の事前打ち合わせでいじめ防止に関わる内容を盛り込んでいただくようお願いし、インターネット等で行われるいじめに対する学習ができるようにする。

(4) 自己有用感を感じることができる教育活動

相手の存在や尊厳を認めることのできる生徒は、自分自身も他者から認められていたり、認められた体験を持っていたりする生徒（自己有用感を獲得している生徒）である。自分も認められている、自分も大切にされているといった思いがあつて初めて、他者を認めたり大切にしたりできると考えられる。すべての生徒に対して、授業や行事の中で活躍できる場面を設定していく。

(5) 生徒の主体的な活動

生徒自身が、いじめの問題を自分たちの問題として受け止めること、そして、自分たちでできることを主体的に考えて行動できるような働きかけが大切である。そのために、すべての生徒がいじめの問題への取組についての意義を理解し、主体的に参加できる活動になっているかどうかを、教職員がチェックするとともに、陰で支える役割に徹する。

2 早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための手立て等）

(1) 生徒のささいな変化に気づく

- 朝の出席確認で一人一人の顔を見て声を聞く。
- 欠席・遅刻生徒への家庭連絡を確実に行う。
- 授業の開始時に出席している生徒の確認を確実に行う。
- 始業時に不在の生徒の理由を確認する。
- 給食や清掃の時間の様子を見る。
- 生活記録ノートを見る。また、それを活用して、生徒との人間関係をつくる。
- 学級日誌の記述に注意を払う。
- アンケート調査を年に3回行い、情報を収集する。
- 職員室のホワイトボードを活用する。

毎朝の出席確認を学年職員が連携して行い、確実に職員室のホワイトボードに記録することにより全職員が確認できるようにする。遅刻・早退生徒への対応については、全職員が連携して行う。ホワイトボードの活用により、生徒の心身の状態に気を配るという意識を全職員が持つ。

(2) 気づいた情報を確実に共有する

○教科担任、養護教諭と連携する。

教科担任や養護教諭と会話をする機会を作り、授業及び授業前・授業後の休み時間の様子や保健室の様子を知る。

○学年主任や生徒指導主事に報告・連絡・相談・確認する。

情報を収集した職員は、学級担任、担当職員に報告する。また、学年主任、生徒指導主事に報告し、主任会や経営部会の組織が機能するようにする。学年主任、生徒指導主事は複数の職員で正確な情報が得られるようにし、間違った情報による判断をしないようにする。

○経営部会、主任会、学年生徒指導部生活指導担当者会議を機能させる。

毎週月曜日の1校時に経営部会、火曜6校時に学年生徒指導部生活指導担当者会議を行い、毎週木曜日の1校時に主任会を行う。この3つの部会で情報交換を密に行い、生徒の様子を確認するとともに、指導事項や配慮事項の共通理解を行う。状況に応じて、臨時の学年会や指導部会を行い、職員がチームを組んで適切な対応ができるようにする。

(3) 情報に基づき速やかに対応する

○事実を正確に把握する。

○収集した情報を被害者の保護者、加害者の保護者に連絡する。

○学校いじめ防止対策委員会を機能させ、いじめに対する措置を協議する。

(4) いじめについてのアンケートを実施する

全校生徒対象に「いじめについてのアンケート」を年3回(7月、12月、2月)実施し、いじめの状況を把握する。「学校いじめ防止対策委員会」で把握した情報を交換し、当該生徒や保護者に対する対応や一般生徒への指導の方針を確認する。必要に応じて緊急の学年会、職員会議等を行い全職員で共通理解を図る。

また、いじめがあるのではないかという情報を察知した際には、年間計画に定めた年3回の実施時期に限らず、随時「いじめについてのアンケート」を行い、いじめの早期発見に努める。

3 いじめに対する措置(発見したいじめに対する対処)

(1) 被害生徒への支援

○話をよく聞く。

○プライバシーを守る。

○一方的、一面的な解釈で対処しないように注意する。

○迅速に保護者に連絡する。

○安心した生活ができるように励まし、保護者と協力して支援することを約束する。

(2) 加害生徒の指導

○自分が行った行為について振り返らせ、正直に話をさせる。

○被害者の気持ちを考えさせ、深く反省させる。

○自分の行った行為の過ちを素直に認めさせ、反省の気持ちが被害生徒に自ら謝罪する気持ちに変化するよう支援する。

○保護者に連絡し、事実を報告する。

○心を改め前向きな生活が送れるよう支援する。

- (3) いじめを見ていた(いじめを知っていた)生徒の指導
- いじめを見ていた生徒に対して、自分の問題として捉えさせるような教育活動を行う。
 - 必要に応じて臨時の学級会や集会等を行い、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。
 - 年間計画に位置付けられた取組を利用できる場合は、その機会を利用して指導を行う。
- (4) 外部機関との連携
- 必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず十分な効果を上げることが困難と考えられる場合や、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、市教委と連絡を取り、所轄警察署と相談して対処する。
 - 生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
 - いじめが「重大な事態」と判断された場合には、教育委員会からの指示に従って必要な対応を行う。

4 年間計画

月	主な行事	いじめ防止に係わる取組
4	<ul style="list-style-type: none"> ○始業式、入学式 ○2, 3年保護者会 ○前期学級組織づくり ○家庭訪問 	<ul style="list-style-type: none"> ○儀式への参加を通し学校における所属感を味わう(入学式) ○学級における存在感を味わう(学級活動) ○好ましい人間関係づくり(学級活動) ○学習規範の確立(教科指導) ○目標を持った活動(部活動) ○保護者との連携(家庭訪問)
5	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭訪問 ○部活動保護者会 ○生徒総会 ○1, 2学年校外学習 	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者との連携(家庭訪問) ○よりよい学校生活を考える(生徒総会・学級活動) ○学級や班の人間関係を深める(校外学習) ○友達の良さを知る(校外学習)
6	<ul style="list-style-type: none"> ○授業参観 ◎教育相談 ◎道徳集会 ○修学旅行 	<ul style="list-style-type: none"> ○わかりやすい授業の工夫(授業参観) ○子どもの様子を保護者に知ってもらう(授業参観) ○生徒一人一人の悩みを聞く(教育相談) ○人権について考える(道徳集会) ○学級や班の人間関係を深める(修学旅行)
7	<ul style="list-style-type: none"> ○前期授業研究 ◎いじめについてのアンケート調査 ○壮行会 ◎夏季休業前の全校集会 	<ul style="list-style-type: none"> ○わかりやすい授業の工夫(授業研究) ○いじめについて実態調査を行う(アンケート調査) ○頑張っている人をみんなで応援する(壮行会) ○いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる(全校集会)
8	<ul style="list-style-type: none"> ○夏季休業 	<ul style="list-style-type: none"> ○目標を持った活動(部活動)
9	<ul style="list-style-type: none"> ○体育祭 ○教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> ○行事を通して学級での有用感を味わう(体育祭) ○生徒一人一人の悩みを聞く(教育相談)

10	○後期学級組織づくり ○合唱祭	○学級における存在感を味わう（学級活動） ○行事を通して学級での有用感を味わう（合唱祭）
11	○授業研究 ○授業参観 ○2学年職業体験 ○スクールカウンセラー講演会	○わかりやすい授業の工夫（授業研究） ○子どもの様子を保護者に知ってもらう（授業参観） ○働く人の喜びや苦勞を知る（職業体験） ○ストレスと上手に付き合う（1学年集会）
12	◎道徳集会「薬物乱用防止教室」 ◎いじめについてのアンケート調査 ○個人面談 ○学校評価の実施 ◎冬季休業前の全校集会	○命の尊さを考える（道徳集会） ○いじめについて実態調査を行う（アンケート調査） ○保護者と協力して生徒の成長を支援する（個人面談） ○教育活動について振り返る（学校評価の実施） ○いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる（全校集会）
1	○学校評価の検討	○職員で教育活動を振り返る（学校評価の検討）
2	◎いじめについてのアンケート調査 ○今年度の反省 ○来年度の方針の検討	○いじめについて実態調査を行う（アンケート調査） ○職員の組織で今年度の教育活動を振り返り、来年度に向けての課題を確認する（今年度の反省・来年度の方針の検討）
3	○3年生を送る会 ○卒業式 ○1, 2年保護者会 ○修了式	○3年生のために活動し、存在感を味わう（3年生を送る会） ○儀式への参加を通し学校における所属感を味わう（卒業式） ○保護者との連携（保護者会） ○進級に向けての心がまえをつくる（修了式）

5 組織

校務分掌に「学校いじめ防止対策委員会」を位置づけ、下記の職員で構成する。

校長，教頭，教務主任，★生徒指導主事，学年主任，養護教諭

なお、実務主任は生徒指導主事とする。

6 いじめ相談・通報連絡先

船橋市立^{まえぼら}前原中学校

〒274-0826 船橋市中野木2-33-1

電話 047 (478) 6831

FAX 047 (478) 6832